

(6) 守秘義務と個人情報保護の関係

通告の義務

児童虐待防止法では

通告義務は守秘義務よりも優先されると規定している。

通告の義務 > 守秘義務

<質問>守秘義務がっても通告しなければならない規定を知っていますか？

「知らなかった」 30.6% (小学校教職員)

36.4% (中学校教職員)

(7) 通告することを上司に止められているが

学校としての判断が一致しない場合

虐待の対応は組織としての判断が重要視されている。学校としての判断（上司の判断）と担任の判断が一致しない場合もありうるが・・・

担任が危険を感じている場合 → 個人としての通告も可能

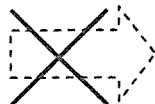
* 通告者についての情報は秘匿される

(8) 保護者との対立を避けたい

保護者への対応

保護者への対応は困難。できるなら対立は避けたいのだが・・・

通告をすると



- ・ 保護者との良好な関係が崩れる？
- ・ さらにコミュニケーションがとりづらくなる？
- ・ 恨みをかってしまう？

通告は、子どもの安全を守るために行うものである

保護者と不必要な対立を避けることは重要なことであるが、通告は、子どもの成長にとってよい家庭環境が維持されるように、少しでも早く虐待の芽を摘んでしまうための第一歩である。

(9) 通告をした後は何をすればいいのか

通告をした後は

子どもの安全を維持することが何よりも大切

- ・ 子どもの年齢に応じて、可能な範囲で状況を説明しておく
- ・ 子どもに安易な約束をしない
- ・ 確証のない事実に期待を持たせない
- ・ 子どもの前で親のことを悪く言わない

5. 校内の対応体制と機関連携

(1) 校内の相談体制

虐待対応の校内での流れ

虐待のキャッチから通告まで

- ① 虐待のサインへの気づき (→第3部 2.「早期発見のポイント」)
- ② 校長先生または教頭先生に相談
 - ・ 何に困っているのか
 - ・ 何を気にしているのか
 - ・ それはいつ頃からなのか
- ③ 校長先生または教頭先生による校内チームの編成
 - ・ 虐待は個人が扱う問題ではなく、組織的に対応する
- ④ 校内チームで状況を確認 (アセスメント)
 - ・ 学校として主体的に情報を整理する
 - ・ 学校だからこそわかる子どもの気持ちや動きをしっかりとキャッチ
- ⑤ 校長先生または教頭先生による通告 (→第2部 4.「通告について」)

家族構成／家族の職業・経済状況
きょうだいの有無／授業中の様子
友人関係 などの情報も重要

<質問>虐待が疑われたり、発見した場合に相談する人は？

	校長又は教頭	養護教諭	担任	児童指導主任	他の学年担任	ｶｰﾄﾞｶﾝｾﾗｰ	学年主任
				生徒指導主事			
小学校 学年担任	93.5%	59.0%	29.3%	27.0%	36.6%	10.3%	44.2%
中学校 学年担任	84.3%	51.4%	42.4%	53.6%	26.7%	29.6%	71.8%

(2) 校内の進行管理

虐待対応の校内での流れ

校内での進行管理

- * 虐待事例には進行管理が必要
 - ・ 理解の齟齬や情報の行き違いを防ぐ
 - ・ マネジメント能力を生かし校長や教頭が進行管理を担う
 - ・ チームにより定期的に状況を確認する

(3) 教育委員会との連携

教育委員会との連携

「抱え込まない」ことが虐待対応の基本

- ・学校だけで対応しないで教育委員会や市町村のほかの部署とも連携をして対応する

(4) 関係機関との連携

関係機関との連携

虐待への対応は、個人や単一機関で抱え込めるものではない

- ・ 関係機関との連携は、虐待の発見だけでなく、効果的な対応を見出していく上でも役に立つ

<連携する機関>

児童相談所／市町村児童福祉担当課
教育委員会／民生委員・児童委員(主任児童委員)
保健所／市町村保健センター／警察
虐待防止ネットワーク等

* 虐待への対応のために、地域には組織的に連携を持つための仕組みがある

<質問>虐待防止ネットワークの会議に出席したことがない理由は？

(*虐待防止ネットワーク会議に出席したことがないと回答した人への質問)

「虐待防止ネットワークの会議があることを知らなかった」

67.9% (小学校教職員)

70.0% (中学校教職員)

虐待防止ネットワークとは

児童虐待は単独の機関だけで解決できるものではない。関係する機関が効果的に連携しながら対応していくことが重要。虐待防止ネットワークは、関係機関が連携を円滑に行うための日ごろのつながりである。虐待防止ネットワークは、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会という三つの会議で構成される。なお、児童福祉法に基づく児童虐待防止ネットワークは「要保護児童対策地域協議会」といわれている。

代表者会議	実務者会議	個別事例検討会
各機関(医師会、警察署、民生委員児童委員協議会、弁護士会、市町村等)の代表者からなる会議	各機関の実務者が集まって援助事例の点検・調整や、住民への啓発などを行う会議	特定の事例に具体的に関わる機関の実務者が集まり、情報交換や援助方針の検討、援助の役割分担等を決める会議

(5) 研修

虐待に関する研修

虐待の対応には研修が必要

- ・ケースの進行管理を担う管理職の研修はもとより、一般の教職員に対しても、事例検討などを通して基本的な考え方や対応方法を理解するための研修が必要である。

<質問>あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか？

(「研修会・講演会への参加の機会あり」の場合)

開催主体	教育委員会		教育委員会以外		その他の機関・団体
	都道府県	区市町村	都道府県(含む児相)	区市町村	
小学校	13.0%	17.0%	3.7%	3.6%	11.2%
中学校	13.0%	14.2%	4.4%	3.0%	10.6%

6. 援助のポイント

(1) 子どもへの援助の原則

子どもへの援助の原則

学校で直面するさまざまな指導上の課題の背後には「子ども虐待」という問題が潜んでいるかもしれない

虐待を受けている子どもとかかわるときのポイント

- ① 子どもの嘘を責めない
- ② 他の子どもの前でのかかわりには注意を払う
- ③ 子どもの前で親のことを悪く言わない
- ④ 「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしない
- ⑤ 子どもへの質問にはいくつかのバリエーションを用いる

<質問のバリエーション>

(1) 開かれた質問	}	組み合わせて使う
(2) 特定された質問		
(3) 選択肢のある質問		
(4) 誘導的質問	}	基本的には使わない
(5) 強制		

(2) 保護者への援助の原則

子どもへの援助の原則

虐待を行っている保護者へのかかわり・援助の原則

- ① 子ども虐待を行う親を理解しようとする
- ② 批判的態度は避ける
- ③ 学校だけで解決しようとするしない
- ④ 通告をためらわない
- ⑤ 家庭訪問の留意点
 - ・ 保護者が落ち着いて話せない状態のときは無理をせず後日出直す
 - ・ よい関係が築けている人や上位の教員も同行する
 - ・ 保護者の不平・不満について、弁護・反論も迎合もせず、共感的に聴き続ける
- ⑥ 周囲の保護者への対応に配慮する

* 保護者が拒否的で、関係が築けない場合は、通告するなど関係機関との連携が重要

(3) 一時保護に向けた援助

一時保護に向けた援助

一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することである

- ① 一時保護に関する子どもへの説明
 - ・ 子どもに安心感と安全感を持ってもらえるように説明をし、配慮を持ってかわる
- ② 子どもの教育・学習指導
 - ・ 保護所を訪問し、クラスの様子を伝えるなどして子どもに安心感を与える

(4) 施設入所した子どもへの援助

親から分離された場で生活する子どもへの援助

家庭から分離された子どもの生活の場は、児童福祉施設（児童養護施設など）と里親家庭がある。

- ① 虐待によって親子分離された子どものための児童福祉施設と学校教育
 - (1) 情緒障害児短期治療施設
↳ 施設内学級に通学
 - (2) 児童自立支援施設
↳ ほとんどの場合施設内の分校・分教室に就学（校区内の学校に通学の場合もあり）
 - (3) 児童養護施設
↳ 校区の学校に通学
- ② 児童養護施設と学校の連携
 - ・ 定期的な連絡会議や情報交換会を開催するなど、それぞれの実態にあった連携のあり方を工夫して実践することが重要。
- ③ 里親制度
 - ・ 里親家庭で生活する子どもへはさまざまな配慮が必要
周囲の子どもや保護者から差別や偏見の目で見られたり、いじめられたりすることがないように、注意深く温かく見守る。

(5) 児童虐待防止プログラム（CAP）について

子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を学ぶために、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を学校の授業に取り入れているところもある。

放課後児童クラブを支えている人たちへ

放課後児童クラブの位置づけ

放課後児童クラブが、単独で判断・行動することには困難やリスクが伴う

- ・ 児童への対処や保護者への指導は、小学校が中心となっていく。
- ・ 放課後児童クラブ単独での行動は、事態を複雑化させてしまう危険がある。



虐待の対応には学校との連携が欠かせない

- * 夏休み・冬休み等に虐待をキャッチした場合 → 学校に速やかに連絡する
- * 子どもに危険が迫っているなど緊急の場合は児童相談所等へ通告する
(あわせて学校へも連絡する)

放課後児童クラブに従事する職員の役割

学校との信頼関係を基にした連携が基本

- ・ 虐待対応についての制度的な仕組みと基本的な対応方法を理解する。
- ・ 放課後児童クラブ、学校とも、それぞれにキャッチしやすい情報があるので、お互いの情報をつなぎ合わせる事が重要である。



顔の見える関係の中で、学校との連携を行う